

ID: 32

担当部署: 教育部 図書館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市図書館設置条例施行規則 第12条		
例 規 番 号	平成13年教委規則第30号		
【根拠条文】 (使用の制限) 第12条 委員会は、講座室の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。 (2) 使用者がこの規則に違反したとき、又は館長の指示に従わないとき。 (3) 災害その他の事故により、講座室の使用ができなくなったとき。 (4) 館長が、図書館運営上特に必要があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。))について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日